

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人の船員保険被保険者資格の取得日は昭和19年8月24日、喪失日は20年2月16日であると認められることから、当該期間に係る船員保険被保険者記録を訂正し、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年8月24日から20年8月頃まで

私は、昭和19年5月頃から20年8月頃まで、A社が所有する船舶に乗船勤務していたにもかかわらず、申立期間が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

なお、昭和19年8月頃から20年2月頃までは海軍徴用船のB丸に、同年7月頃から8月頃までは陸軍に徴用された別の船舶に、それぞれ乗船勤務していた。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生労働省社会・援護局が発行した履歴書により、申立人は、申立期間のうち、昭和19年8月24日から20年2月15日まで、海軍徴用船B丸に乗船し、国から給与が支払われる海軍甲船員であったことが確認できる。

また、「海軍ニ使用セラルル船員ニ船員保険法適用ニ関スル件」（昭和19年7月3日 保発第407号）において、戦争中に海軍に使用され、かつ、給与を支給される船員については、船員保険の被保険者とし、戦時加算該当期間とする旨が記載されている。

さらに、海軍甲船員であった期間のある者について、日本年金機構では、海軍徴用期間を明らかにすることができる書類を船員保険老齢年金裁定請求書に添付することにより、当該期間を被保険者期間として追加する取扱いが行われている。

これらを総合的に判断すると、申立人の船員保険被保険者資格の取得日

に係る記録を昭和 19 年 8 月 24 日、喪失日に係る記録を 20 年 2 月 16 日とし、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の標準報酬月額を確認できる資料がないため、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 53 条に基づき、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 20 年 2 月 16 日から同年 7 月頃までの期間について、申立人は、「軍属を解かれた後は自宅待機しており、船には乗船していなかった。」旨を供述していることから、申立人は、当該期間において、乗船勤務していなかったことがうかがわれる。

また、申立人は、「昭和 20 年 7 月頃からは、命令により A 社が所有する別の船舶に乗船していたが、その船舶は同年 8 月 10 日頃に爆撃により沈没した。なお、この船舶は、陸軍暁部隊に徴用されていたようである。」旨を主張しているところ、当時の同僚等の供述からも、申立人が当該期間において乗船勤務していた船舶を特定することはできない上、申立人が陸軍に徴集されていたことをうかがわせる関連資料等も見当たらない。

さらに、申立人が当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が当該期間において事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 20 年 2 月 16 日から同年 8 月頃までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。